

田辺市における人権尊重条例（案）

2020. 7. 31

留意事項

- ・現時点では条文化した提案ではなく、どういった文章を入れるかを考慮することに留めます。
- ・世界人権宣言や国際規約、日本国憲法、人権に関する様々な法律、田辺市民憲章、田辺市総合計画の理念の本質に適合すること。
- ・何を表現していくか、守ることができるかを明確にする。
- ・あいまいな表現を使わず、わかりやすく、市民が理解できるものとする。
- ・これまでの先人たちの取組や熊野文化（人権文化）との関わりを表現していく。
- ・まちづくりの基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本として条例案を作成する。

名称

- 案1 「田辺市人権尊重のまちづくり条例」
- 案2 「田辺市あらゆる差別や暴力のない人権尊重のまちづくり条例」
- 案3 「田辺市人権文化のいきづくまちづくり条例」

前文

段落（案）

- ① 田辺市の取組 ②国内の動向 ③課題解決に向けての行動や態度 ④ 住みよいまちづくりのため条例制定

段落の構成文（案）

- ・田辺市におけるこれまでの人権施策の取組
- ・同和問題に関する学習と啓発からスタートした人権教育・啓発が、普遍的な「人権」概念の浸透と、「人権尊重」のまちづくりへと輪が広がっている。
- ・国は、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重の理念に基づき、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権尊重・人権擁護に向けた法制度の整備等の様々な取組を行っています。
- ・国内の人権をめぐる状況をみると、女性に対する暴力をはじめ、子どもへの虐待、高齢者や障害のある人に対する不当な差別、性的少数者への偏見や無理解、同和問題（部落差別）など多くの課題があり、今なお、人権が守られない・尊重されない・無視をされる・脅かされるといった多くの問題が発生している。
- ・近年では、インターネット上における悪質な書き込みや、真実ではない情報の流布による人権侵害、外国人に対する不当な差別的言動など、新たな問題が発生し、多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしている。

- ・平成 28 年度には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など人権に関する法律が相次いで制定され、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講じることが求められています。
- ・田辺市では、長年にわたり、すべての市民が差別を受けることなく、個人として尊重され、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進してきました。
- ・「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざすためには、まちづくりの主役である市民が、身の周りにある様々な人権問題について正しく理解した上で、「差別をしない、差別をさせない、見過ごさない」という意思を態度や行動で表す必要があります。
- ・古来より、当地方「熊野」は、全ての人をあたたかく受け入れる寛容さがあり人々を魅了し続けている。私たちはこの精神を受け継ぎ、田辺市民としての誇りをもって、すべての人が大切にされる、住みよいまちにするとの決意を表し、これを次世代へつなぐため、人権尊重条例（仮）を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

- ・息をするように、人権を尊重することが、当たり前のような状態となり、誰一人としてあらゆる差別や暴力をうけることなく、一人ひとりが大切にされるまちをつくること。
- ・基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識の高揚を図ること。
- ・人権に関する施策を総合的に推進し、将来にわたりすべての人の人権が尊重される豊かなまちづくりを実現すること。

（定義）

- ・あらゆる差別
生まれた所や住んでいる所、性別、年齢、障害の有無、国籍、性的指向、性自認その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- ・あらゆる暴力
身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、インターネットによる言葉の暴力、子どもの前で暴力をふるうなど、他人の身体や精神に危害を加える不当な暴力をいう。
- ・人権文化（条例名称を（案 3）とした場合）
人権文化とは、日常生活に関するあらゆる場面において、お互いの人権を尊重し合うことが当たり前になっている社会のあり方をいう。

【説明】

田辺市人権施策基本方針改定版には、人権課題に共通する施策及び分野別の人権課題（19の人権課題）に対する施策の推進を述べていますが、本条例は、人権全般を包括した理念条例とします。

よって、同和問題や女性の人権、子どもの人権など、分野別の人権課題については、「田辺市人権施策基本方針」や「田辺市男女共同参画プラン」あるいは「田辺市子ども・子育て支援事業計画」、「田辺市長寿プラン」、「田辺市障害者計画」、「田辺市障害福祉計画」などの施策等に位置付け、全ての行政分野において総合的かつ効果的に人権施策を推進していきます。

人権問題は、すべての人に関わる身近な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことにより、すべての人権問題の正しい理解へとつなげていきます。

・あらゆる差別

生まれた所や住んでいる所、性別、年齢、障害の有無、国籍、性的指向、性自認その他の事由を理由とする不当な差別をいう。

本条例の中に 19 の人権課題を列挙することは難しいため、集約が可能なものについては一つの人権課題の表現の中に包括する形で整理して記載しています。

国連が掲げるSDGsの理念「誰ひとり取り残さない」の核には人権の尊重があり、すべての人の人権が守られ、平等で差別のない社会の実現をめざします。

例：生まれたところや住んでいる所	→ 「同和問題」
性別	→ 「女性の人権」
年齢	→ 「子ども、高齢者の人権」
障害の有無	→ 「障害のある人の人権」
国籍	→ 「外国人の人権」
性的指向、性自認	→ 「性的少数者の人権」

・あらゆる暴力

身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、インターネットでの暴力、子どもの前で暴力をふるうなど、他人の身体や精神に危害を加える不当な暴力をいう。

男女間におけるDVや子どもに対する暴力、高齢者や障害のある人に対する虐待など、暴力には、様々な形態があります。

あらゆる暴力が人権侵害または犯罪であるとの認識のもと、私たち一人ひとりがいかなる暴力も許さないという社会の実現をめざします。

・市民

市民とは、市内に居住する人及び市内に通勤や通学をする人をいいます。また、本市に滞在する方や、訪れた方も含みます。

【説明】

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を進めていくためには、本市に関係するすべての人々の人権に対する意識の共有が必要となるため、本市に滞在する方や、訪れた方も含め「市民」と定義しています。

・事業者

市内で、営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

【説明】

「事業者」は、その活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、人権が尊重される豊かなまちづくりを実現するために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

とりわけ、企業においては、企業の社会的責任（CSR）の観点からも、人権が尊重される職場環境作りや個人情報保護など、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要となっています。

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

（基本理念） 「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

【説明】

田辺市総合計画は、未来へつながる持続可能なまちづくりを進めていくための基本指針となるもので、基本理念に掲げる「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を、本条例の基本理念に定めることで、人権の尊重をより強固にし、田辺市民憲章に掲げる「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまち」に、誰もが住みよいまちにつなげていきます。

（市の責務）

- ・市は、田辺市人権施策基本方針に基づく人権施策を総合的に推進する責務を有する。
- ・市は、人権尊重の精神をより確かなものとするため、市民の主体性を大切にし、行政のすべての分野において、人権施策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・市は、人権施策の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携する。
- ・市は、人権に関わりが深い団体等との連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行う。
- ・市は、インターネットによる差別表現の拡散を防止するため必要な措置を講ずる。

- ・市は差別事件・事象があった（と認めた・判断した）場合、関係行政機関や各種団体と連携を図り問題解決に向け取り組む。

【説明】

条例の目的を達成するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び本条例の基本理念にのっとり、田辺市人権施策基本方針を策定し、行政のすべての分野において、人権施策を効果的に実施していきます。

また、人権尊重の精神をより確かなものとするため、市民の主体性を大切にするとともに、国及び他の地方公共団体、田辺市人権擁護連盟等との連携を密にし、人権尊重のまちづくりをすすめていくことを市の責務とします。

（市民の権利と役割）

- ・すべての市民は、ひとしく人権が尊重される。
- ・市民は、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解するとともに、お互いに人権を尊重し、人権尊重のまちづくりをすすめるように努める。
- ・市民は、人権問題は、自らの問題であると認識し、自主的、主体的に、「考え」「学び」「行動」できるように努める。
- ・市民は、家庭、学校、地域・職場等あらゆる場や機会において、お互いに人権を尊重しあい、明るく平和なまちづくりに努める。
- ・市民は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するように努める。

【説明】

世界人権宣言及び日本国憲法の理念、並びに田辺市民憲章の精神にのっとり、すべての市民は、ひとしく人権が尊重されます。また、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の市民に保障されます。

ただし、自分の人権を守るためには、他人の人権も重んじ、自分の自由を守るためには、他人の自由にも深い敬意を払わねばなりません。

そのため、人権について正しく理解し、お互いに人権を尊重し、差別をしない、差別をさせない、見過ごさない意思を態度や行動で表す必要があります。

人権尊重のまちづくりは、まちづくりの主役である市民の自覚と「不断の努力」によって実現するものであり、市民の権利とともに役割を明確にしていきます。

（事業者の役割）

- ・事業者は、事業活動に関わる人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚を図るように努める。
- ・事業者は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するように努める。

【説明】

事業者は、その活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、人権が尊重される豊かなまちづくりを実現するために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

とりわけ、企業においては、企業の社会的責任（CSR）の観点からも、人権が尊重される職場環境作りや個人情報の保護など、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要となっており、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権施策の推進に協力するように努めるものとしています。

（田辺市人権施策基本方針に基づく人権施策の推進）

- ・市は、市民一人ひとりの人権が守られ、日常生活の中に、人権尊重の精神が脈打つように、田辺市人権施策基本方針に基づき、市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・市は、田辺市人権施策基本方針に掲げるすべての人権課題や新たな人権課題に対応するため、田辺市人権教育啓発推進懇話会の意見を聴きながら施策を推進する。

（推進環境の充実）

- ・市は、日常生活の中に人権意識が根付き、人権課題の解決に向けた、具体的な施策を展開するため、国、県、関係団体等との連携を強化し、推進環境の充実を図るものとする。

（人権教育及び啓発の推進）

- ・市は、あらゆる差別や暴力を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び啓発を推進するものとする。

（相談及び支援事業の推進）

- ・市は、各機関と連携を図りながら、様々な人権問題、あらゆる差別や暴力等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努める。

【説明】

本条例では、「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づく人権課題に共通する施策を推進するため、推進環境の充実、人権教育及び啓発の推進、相談及び支援事業の推進に努めるものとしています。

(分野別の人権課題に対する施策の推進)

- ・市は、田辺市人権施策基本方針に掲げるすべての人権課題の解決を図るための施策を推進する。

【説明】

本条例は、「田辺市人権施策基本方針改定版」で提示している「19の人権課題」を包括した、理念条例とします。また、同和問題や女性の人権、子どもの人権など、個別の人権課題については、「田辺市人権施策基本方針」や「田辺市男女共同参画プラン」あるいは「田辺市子ども・子育て支援事業計画」、「田辺市長寿プラン」、「田辺市障害者計画」、「田辺市障害福祉計画」などの施策等に位置付け、全ての行政分野において総合的かつ効果的に人権施策を推進していきます。

「田辺市人権施策基本方針改定版」で提示している「19の人権課題」

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①同和問題（部落差別） | ⑪災害と人権 |
| ②女性の人権 | ⑫環境と人権 |
| ③子どもの人権 | ⑬性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権 |
| ④高齢者の人権 | ⑭労働者の人権 |
| ⑤障害のある人の人権 | ⑮自殺・自死遺族 |
| ⑥外国人の人権 | ⑯生活困窮者の人権・ホームレスの人権 |
| ⑦感染症・難病の人の人権 | ⑰人身取引（トラフィッキング） |
| ⑧犯罪被害者等の人権 | ⑱アイヌの人々の人権 |
| ⑨刑を終えて出所した人の人権 | ⑲北朝鮮当局による人権侵害問題 |
| ⑩情報と人権 | |

第3章 雑則

(委任)

この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年 月 日から施行する。